

## (公財) 富山県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※本協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://www.toyama-sports.or.jp/about>

原則	審査項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	〈ア〉中・長期計画に類するものとして、富山県が策定している「第2期元気とやまスポーツプラン」(令和2年から令和11年)に基づき、県や市町村、スポーツ関係団体などと一体的な取組を推進している。
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	〈ア〉人材の採用については、スポーツ行政の知識を有する人材を管理職として配置するなど、より高度で専門的な知識や経験を有する人材を配置している。また、正規職員等については、組織規模や財政状況を勘案し、職員の退職補充など必要に応じてその都度検討している。今後も継続して組織運営向上のために適切な人材の配置に取り組む。 〈イ〉人材育成については、毎年、役職員及び加盟団体代表者を対象に研修会を開催している。また、職員についても、年に数回研修会を実施している。
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	〈ア〉事業年度ごとに事業計画書、収支予算書を理事会の承認を経て、HPで公表している。 〈イ〉本協会は県からの補助金及び委託費等が80%を超えており、常に県の管理監督のもと補助事業等の趣旨を踏まえ、適正な業務遂行に努めている。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート登録がなく、この項目に該当しない。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	〈ア〉現在、34名の理事により理事会を構成している。 〈イ〉本協会では、様々な知識・経験・能力を有する学識経験者及び理事で構成する5つの委員会を設置しており、議論の質の向上に努めている。 〈ウ〉各委員会には理事を配置し、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、委員会の監督機能の強化にもつながっており、適切なガバナンス機能に寄与している。 〈エ〉理事会の承認を得て、業務執行理事2名(専務理事1名、常務理事1名)を選任し常勤体制にするとともに、代表理事2名(理事長1名、副理事長1名)と適宜連絡が取れる体制を整え、実効性の確保に努めている。

原則	審査項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる 法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>〈ア〉評議員、役職員については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び公益財団法人富山県スポーツ協会諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第5条で違反した際の処分等について定めている。</p> <p>〈イ〉さらに職員については、就業規則第3条で富山県スポーツ協会の諸規程を遵守する旨で記載し、同第48条で違反した際の懲戒について別途定めている。</p> <p>〈ウ〉加盟団体については、加盟団体規程第5条に「遵守すべき事項」として、関係法令及び富山県スポーツ協会の諸規程を遵守する旨を記載している。また、令和6年6月19日開催の評議員会において本会加盟団体に対する「加盟団体の処分に関する規則」を制定し、運用している。</p>
[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員に関する「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」及び職員の給与等に関する「職員給与規程」「職員旅費規程」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章(第5条～第9条)において富山県スポーツ協会の資産及び会計について定めている他、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<p>〈ア〉スポーツ少年団規程第6条において、登録に関する規則を定めている。</p> <p>〈イ〉加盟承認申合せ事項3において、加盟団体の会費を定めている。</p> <p>〈ウ〉賛助会員規程第4条において、賛助会員の会費を定めている。</p>

原則	審査項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>〈ア〉国民スポーツ大会選手選考委員会規程については、本協会理事長、専務理事、常務理事、総務委員長、強化委員長及びスポーツ医・科学委員長のほか、新たに学識経験者等を追加し、適任者を広く選任できるよう令和6年7月12日に規程改正を行い組織強化を図った。</p> <p>〈イ〉選考委員会では、すべての競技団体に対して一団体ずつヒアリングし、規程に則り、各競技団体から提出された国民スポーツ大会選手(チーム)候補者の内容審査及び選手等の選考に係る事項などについて審査、選考するとともに、選考基準や関係者への事前開示等について確認、指導を行っている。</p> <p>〈ウ〉また、選手等関係者からの質問や異議申し立て等については、本協会が窓口となり、必要に応じて競技団体から事情聴取し、対応することとしている。</p>
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考を行っていないため、この項目に該当しない。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士と顧問契約を締結し、業務執行上に懸念等が生じた場合、随時、相談できる体制を整えている。また、加盟団体等を対象として、年4回の無料法律相談を開催し、相談の機会を設けている。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理・コンプライアンス委員会を設置し、年1回程度開催している。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	倫理・コンプライアンス委員会は、弁護士、税理士、スポーツドクター、理事及び評議員の5名で構成している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【役職員対象】</p> <p>〈ア〉富山県スポーツ協会役職員及び加盟団体代表者を対象に、令和6年6月19日開催の定時評議員会で「最高裁令和5年7月11日判決と男女共同参画社会」と題し、専門家(弁護士)による研修会を開催した。</p> <p>〈イ〉令和7年6月開催予定の定時評議員会でも、関連の研修会を予定している。</p> <p>【職員対象】</p> <p>〈ア〉富山県スポーツ協会全職員を対象に、接遇研修、危機管理対策、自己研鑽等をテーマに年に数回研修を行っている。</p> <p>〈イ〉令和6年9月3日に、専門家(弁護士)による「スポーツ施設の法的責任」と題し、研修会を開催した。</p>

原則	審査項目	自己説明
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>〈ア〉毎年開催している(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格更新研修となる「富山県スポーツ指導者研修会」やスポーツ少年団指導者の相互連携と資質向上を目的とする「富山県スポーツ少年団指導者研修会」等において、スポーツの意義と価値、暴力やハラスメントの根絶、指導者の法的責任などを含めた内容でスポーツ指導者の養成を実施しており、今後さらにコンプライアンス強化に向け、研修会の実施方法や内容等について検討する。</p>
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>審判員登録がないため、この項目に該当しない。</p>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>〈ア〉法律の専門サポートについては、前述[原則3](5)のとおり。          〈イ〉税務、会計については、税理士と委嘱契約を締結し、定期的な税務、会計等の専門的な助言を受けるとともに、業務執行上に懸念等が生じた場合、随時、相談できる体制を整えている。また、加盟競技団体を対象に会計諸帳簿検査を実施し、個別指導を実施している。</p>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>税理士と税務(税務相談、税務書類の作成等)及び会計(財務書類の作成、会計諸帳簿その他財務に関する指導・相談等)に関する委嘱契約を交わしており、財務・経理の業務執行に関する適切な指導を受ける。</p>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>〈ア〉国や県、助成元における要項の定めに沿って、適切に処理し、県や助成元の監査を受けている。          〈イ〉富山県スポーツ協会の経理規程の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。          〈ウ〉また、倫理規程第4条第4項において補助金・助成金に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。          〈エ〉さらに、本会のガバナンス体制の強化を図るため、前述[原則3](5)のとおり企画している。</p>

原則	審査項目	自己説明
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>&lt;ア&gt;法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>&lt;イ&gt;事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>&lt;ア&gt;国民スポーツ大会選手選考委員会において、競技団体に対して、選考基準や関係者への事前開示等について確認、指導を行っている。</p> <p>&lt;イ&gt;また、選手等関係者からの質問や異議申し立て等については、本協会が窓口となり、必要に応じて競技団体から事情聴取し、対応することとしている。</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>富山県スポーツ協会のガバナンスコード遵守状況を令和7年3月28日にHPで公表した。</p> <p>&lt;ガバナンスコード遵守状況:<a href="http://www.toyama-sports.or.jp/about.html">http://www.toyama-sports.or.jp/about.html</a></p>
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者と団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>&lt;ア&gt;倫理規程第4条第3項において「公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。」と定めている。</p> <p>&lt;イ&gt;倫理に関するガイドラインの「Ⅱ 不適切な経理処理に起因する事項」において、利益相反を含む金銭面に関する不正行為の防止について定めている。</p>
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	倫理規程及び倫理に関するガイドラインで対応している。
[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	職員が常に対応できる体制を整えており、スポーツ少年団及び総合型スポーツクラブ等については普及振興課、競技団体については競技力向上対策課、その他については企画管理課が担当し、必要に応じて顧問弁護士等の専門家や県及び(公財)日本スポーツ協会等に協力を仰ぎ問題解決できるよう体制を整えている。
[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	事案により、顧問弁護士等に相談している。さらに、重要案件においては、倫理・コンプライアンス委員会で協議することとしている。

原則	審査項目	自己説明
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>〈ア〉加盟団体については、定款第13条第2項に「加盟団体として不相当と認められるにいたったときは、理事会及び評議員会の承認を得て、これを脱退させることができる。」と定めている。また、その他の処分及び手続は、令和6年6月19日の評議員会において制定した「加盟団体の処分に関する規則」で定めている。</p> <p>〈イ〉役員及び職員については、倫理規程において、基本的責務や遵守事項、規程に違反した場合の対処等について定めている。</p> <p>〈ウ〉公認スポーツ指導者、スポーツ少年団及び国民スポーツ大会の違反等における処分については、(公財)日本スポーツ協会の関係する規程等において定められており、(公財)日本スポーツ協会ホームページで公開されている。</p>
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	本協会の処分審査は、倫理・コンプライアンス委員会で行い、構成については、前述[原則4](2)のとおり。
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	加盟団体の処分に関する規則第6条で日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項を規程に定め、日本スポーツ仲裁機構ホームページにおいて自動応諾条項の採択団体として掲載されている。
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	事例が発生した場合には、対象者に通知することとしている。
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	管理施設の危機管理体制の構築及びマニュアルは、策定しているが、その他に係る危機管理マニュアルの策定に向けて検討を進める。
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、本会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。

原則	審査項目	自己説明
<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること  ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施</p>	<p>過去4年間において、本会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>〈ア〉加盟団体規程の第4条に権限を、また同第5条から第8条にかけて加盟団体の義務を明記し、権限関係を明確にするとともに、第11条から第16条にかけて富山県スポーツ協会による監督内容を定めている。  〈イ〉「第2期元気とやまスポーツプラン」の「第3章スポーツ推進の具体的な方策(15頁)」においてスポーツ関係団体のコンプライアンスの推進に努める旨を記載している。  〈ウ〉上記の他、加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応等を行っている。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>〈ア〉日頃から、日本スポーツ協会からの情報提供等を加盟団体に対し適宜行っている。  〈イ〉毎年、県内の体育施設関係職員を対象に幅広い視野を持つことや危機対応等の研修会を行い、資質の向上を図っている。  〈ウ〉令和6年9月3日に、体育・スポーツ施設を管理する52名の関係職員を対象に、「スポーツ施設の法的責任」と題し、研修会を開催した。</p>